世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」に係る 資産範囲の軽微な変更について

〇概要

- ・ 「石見銀山遺跡とその文化的景観」は、平成19年に文化遺産に 登録されたが、その際、イコモスから次の指摘を受けた。 ゅのっ
- → 文化的景観として完全性を確保するため①大森銀山、②温泉津港 の資産の範囲の拡大を図ること及び③街道は、断片的な部分しか資 産とされていないと考えられること。
- イコモスに対し、指摘に対応する旨回答を行ったところであるが、 その後、改めて調査研究を行い、文化財指定等万全の保護管理措 置を行ったところである。
- これにより、イコモスからの指摘に対応できる要件が整ったことから、資産範囲の拡大申請を行い、世界遺産としての価値の完全性の向上を図る。

	イコモスの指摘	対応
大森銀山	景観という観点から、町並 みの背景となる両側の稜本 から山裾までの空間をも 資産の範囲に含めるべき (集落に関する資産の完全 性が十分に確保されていな いとの認識)	周囲の山腹については、景観としての一体性を有している範囲を、2007年(平成19年)12月に、重要伝統的建造物群保存地区に追加選定。
温泉津港	最も繁栄した内港及び舟着 き場も、鞆ケ浦や沖泊とる 様に、資産の範囲に加える べきではないか (港に関する資産の完全性 が十分に確保されていない との認識)	温泉津の内港及び舟着き場については、 2009 年(平成 21 年)12 月に、重要伝統 的建造物群保存地区に追加選定。
鞆ヶ浦・温泉津沖泊道	街道の真正性については、 断片的ではないか。	鞆ケ浦道、温泉津沖泊道については、街道として遺構の形状に何らかの改変が加えられつつも、その改変がごく軽微で、復元が可能な部分について、2008年(平成20年)3月に、史跡に追加指定。この結果、街道全体の73%の区間が資産の範囲となる。

[参考]

1 資産範囲の軽微な変更

- ・ 軽微な変更とは、「資産の範囲に重大な影響を及ぼさず、その 顕著な普遍的価値に影響を与えない変更」のことをいう(世界遺 産条約履行のための作業指針(以下「指針」という。)段落163)。
- 軽微な変更を要望する場合は、審査を受けようとする年の2月 1日までに、世界遺産委員会に要請を行い、世界遺産委員会事務 局は、関係諮問機関(イコモス)に対して助言を求めることとされている。(指針段落164)

2 審議スケジュール

平成22年1月18日 「軽微な変更」について申請



平成22年5月31日

申請内容を承認することが適切とのイコモス勧告



平成22年7月25日~ 第34回世界遺産委員会で適否の審査

